

春日部市ふるさとかすかべ応援寄附金協力事業者募集要領

ふるさと納税制度による本市へのふるさと納税の促進と「春日部市」の魅力や地元特産品のPR、販売促進及び地元経済の活性化等の相乗効果を図るため、ふるさとかすかべ応援寄附金へ寄附をされた方へ進呈するお礼の品（以下「お礼品」という。）の提供に協力していただける事業者を募集します。

第1 協力事業者の要件

次の要件に全て適合すること。

ただし、次の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合や、お礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、営業所のいずれかを市内に有するもの
- (2) 地元事業者（法人の場合その代表者含む。）であって、市税等の滞納がないもの
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないもの
- (4) 提供するお礼品が各種法令等に違反していないこと。

第2 募集するお礼品

(1) 要件

春日部市内で栽培、製造、加工、サービス等が行われているもので、次のいずれかの要件に該当するもの

ただし、金銭類似性の高いものや資産性の高いものなど、ふるさと納税の趣旨に反するようなお礼品は対象外とします。

ア 春日部市の特産品として広く認められているもの

イ 春日部市を「実感できる」「連想させる」もの（例 大凧や羽子板など春日部市をイメージさせるものを模した品等）

ウ その他、春日部市の魅力を伝えられるもの又は市のPRにつながるもの

(2) 価格等

ア お礼品等の価格

お礼品等の価格は、下限を2,000円とし、商品代に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格とします。また、お礼品に付随して発生する費用は、お礼品等の価格に含めてください。

イ 配送料

配送料は原則として市が負担します。ただし、市が利用する配送業者の配送サービスの規格を超えるお礼品については、協力事業者が直接寄附者へ配送し、配送に係る費用をお礼品等の価格に含めてください。

ウ 寄附金額の設定

寄附金額は、下限を10,000円とし、お礼品等の価格に3分の10をかけた額を基本として、市が決定します。

(3) 費用負担

ア お礼品等の代金は協力事業者の指定する金融機関口座への振り込みとし、振込手数料は、協力事業者の負担とします。

イ 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再送を行った場合の費用は、原則協力事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。

ウ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する費用について、市は負担しません。

第3 協力事業者のメリット

(1) 市が利用するふるさと納税専用インターネットサイトにお礼品、事業者名等が掲載されます。

(2) 市が作成するパンフレット等にお礼品、事業者名等を掲載します。

(3) お礼品発送時に、パンフレット等を同封して頂くことで、販売促進や事業者のPRが可能です。

第4 申込み受付期間

随時

第5 申込み

次の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに春日部市総合政策部シティセールス広報課まで提出してください。

(1) 春日部市ふるさとかすかべ応援寄附金お礼品申込書（様式第1号）

※ お礼品の画像を電子データで提供してください。

(2) 誓約書（様式第2号）

- (3) 事業者概要（任意様式：業務の体制等がわかるもの）（パンフレット等でも可）
- (4) 営業許可証（食料品の場合）

第6 協力事業者及びお礼品の参加決定

- (1) 市は、申込書等に基づき、内容を審査し、参加の承認又は不承認を決定するものとしします。
- (2) 市は、審査の結果を春日部市ふるさとかすかべ応援寄附金お礼品決定通知書（様式第3号）により申込みをした者に通知するものとしします。

第7 参加の取消

- (1) 市は、承認された協力事業者が本要領第1に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その参加を取消することがあります。
- (2) 市は、承認されたお礼品が本要領第2に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その参加を取消することがあります。
- (3) 市は、申請内容に虚偽があった場合又は市に損害を及ぼす行為があった場合は参加を取消します。
- (4) 市は、前3項の規定により参加を取消したときは、春日部市ふるさとかすかべ応援寄附金お礼品参加取消通知書（様式第4号）により協力事業者に通知するものとしします。

第8 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、積極的に春日部市のPR等を行い、シティセールス活動に努めていただきます。
- (2) 協力事業者は、あらかじめ申込みをしたお礼品の変更をする場合は、春日部市ふるさとかすかべ応援寄附金お礼品内容変更申込書（様式第5号）を、お礼品を辞退する場合は、春日部市ふるさとかすかべ応援寄附金お礼品参加辞退届出書（様式第6号）を速やかに市へ提出するものとしします。
- (3) 協力事業者は、お礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ書面にて報告するものとしします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (4) 協力事業者は、この事業の実施に係る事業者の権利及び義務を第三者に譲渡し、

又は承継させることはできません。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りではありません。

(5) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

第9 申込み・問合せ先

〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地

春日部市総合政策部シティセールス広報課シティセールス推進担当

TEL：048-736-1111（内）2174～2175

FAX：048-734-2593

E-mail：koho@city.kasukabe.lg.jp

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、市長決裁のあった日から施行する。
(春日部市ふるさとかすかべ応援寄附金協力事業者募集要領の廃止)
- 2 春日部市ふるさとかすかべ応援寄附金協力事業者募集要領（令和4年4月1日制定。以下「旧要領」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要領の施行の日前に、旧要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。